

2025 年 12 月 26 日

各 位

株式会社 紀陽銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

政府の方針を受け、当行では 2026 年度末までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っております。つきましては、手形・小切手に関連するお取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

振出期限	2026 年 9 月 30 日（水）
内容	当行の手形・小切手の最終振出期限を設定いたします。2026 年 10 月以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

終了日	2026 年 9 月 30 日（水）
内容	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了いたします。

3. 当座勘定からの払戻請求書による払戻方法の変更

変更日	2026 年 4 月 1 日（水）
内容	当座勘定のキャッシュカードまたは当座入金帳を提示いただくことで、当座勘定からの払戻請求書による払戻を可能といたします（お取引店以外での払戻の場合は、キャッシュカードの暗証番号の照合が必要です）。 ※ご利用に際し、本人確認資料の提示等を求める場合がございます。

4. 商業手形割引の受付について

内容	2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形の商業手形割引の受付を終了いたします。 ※でんさい割引は、引き続きご利用いただけます。
----	--

5. 代替サービス

電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング（紀陽インターネット FB）によるお振込み、紀陽カードによるクレジットカード決済を推奨しております。紀陽インターネット FB では、新規のご契約者さまを対象に期間限定の基本手数料無料キャンペーンを実施中です。ぜひこの機会にお切替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。詳細はお取引店までお問い合わせください。

以 上